

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月10日の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社から提出された平成15年上期賞与に係る給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録により、申立人は、同年7月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が保管されておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年5月31日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成4年5月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同年7月31日まで勤務していた。また、申立期間の標準報酬月額も相違しているので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成4年7月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における資格喪失日は平成4年8月1日、申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月31日より後の同年9月3日付けで、資格喪失日は同年5月31日に訂正され、標準報酬月額は3年1月に遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役を含む8人の標準報酬月額について、申立人と同様に、平成4年9月3日付けで減額訂正されていることが確認できるほか、同社の元従業員100人の資格喪失日について、同日付けで、当初の記録が取り消された上、同年5月31日とする処理が行われていることが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、平成2年9月1日から4年6月26日まで同社の取締役であったことが確認でき、上記遡及訂正処理日（平成4年9月3日）より前に同職を辞任している上、複数の元同僚が、申立人は営業部長であ

り、社会保険手続等の事務には携わっていなかった旨供述していることから判断すると、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

また、申立期間のうち、平成4年5月31日から同年8月1日までの期間について、上記登記簿謄本によると、A社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年8月1日、申立期間の標準報酬月額額は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年8月から同年11月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月1日から15年2月24日まで
② 平成18年8月16日から19年10月31日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっている。当時の給与額を確認できる資料は保有していないが、月額32万円以上の給与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成18年8月から同年11月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、11万円と記録されているところ、B市役所から提出された申立人に係る「（平成19年度相当分）市民税・県民税所得回答書」において推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、申立人は、月額32万円以上の給与をもらっていたと主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記市民税・県民税所得回答書において推認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主から回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成18年12月から19年9月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、11万円と記録されているところ、「（平成20年度相当分）市民税・県民税所得回答書」において推認できる給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いものの、当該市民税・県民税所得回答書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、被保険者資格の取得時である平成13年2月から同年7月までは20万円、同年8月から14年9月までは11万8,000円、同年10月から15年1月までは11万円と記録されているところ、申立人と同様に13年2月1日に被保険者資格を取得したA社の事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様の記録になっている。

また、当該期間当時、A社に勤務していた従業員の回答により、オンライン記録の標準報酬月額は、実際の給与額に見合う標準報酬月額より低いことがうかがえる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった平成13年2月1日の4か月後である同年5月分から社会保険料の納付を延滞し、その後も納付を苦慮していたことがうかがえるところ、当該滞納処分票における同年12月17日付けの事蹟欄には、同社の事業主が社会保険事務所の担当者に対し、「社員が辞めた届出や給料が下がった届出をしていなかった。」と供述した旨が記載されている一方、オンライン記録により、その直後の同年12月19日付けで、申立人及び事業主を含む3人の標準報酬月額について、それぞれ同年8月に20万円から11万8,000円に減額する随時改定処理が行われていることが確認できる。

なお、申立人は、当該期間において月額32万円以上の給与をもらっていたと主張しているところ、これを確認できる給与明細書等は見当たらない上、事業主から当時の状況を確認することができないため、申立人の主張する給与額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、遡って訂正されている等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20年9月から同年11月までは34万円、同年12月から21年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から21年9月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成20年9月から21年8月までの期間について、A社から提出された申立人に係る社員別支給控除項目一覧表及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額（24万円）を超える報酬月額（34万円から36万円程度）の支払を受け、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認

できる報酬月額から、平成 20 年 9 月から同年 11 月までは 34 万円、同年 12 月から 21 年 6 月までは 36 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの期間について、上記給与明細書等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（34 万円又は 36 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（32 万円）より高いものの、当該給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（32 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日及び同年12月19日は43万円、16年6月21日は49万7,000円、同年12月17日は57万2,000円、17年6月15日は65万4,000円、同年12月16日は66万4,000円、18年6月16日は70万7,000円、同年12月15日は69万円、19年7月2日は71万9,000円、同年12月14日は60万5,000円、20年7月2日は35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年6月16日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月2日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月2日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年6月30日及び同年12月19日は43万円、16年6月21日は49万7,000円、同年12月17日は57万2,000円、17年6月15日は65万4,000円、同年12月16日は66万4,000円、18年6月16日は70万7,000円、同年12月15日は69万円、19年7月2日は71万9,000円、同年12月14日は60万5,000円、20年7月2日は35万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年12月まで
私は、父からの勧めもあり、予備校生だった20歳の頃に国民年金の加入を行った。加入当初から大学に入学するまでは父が国民年金保険料を納付してくれており、入学後は私が保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の昭和52年8月23日に払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、50年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しており、紛失した年金手帳は無いと思うと述べているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入してから大学に入学するまでの申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親及び大学入学後の申立期間の保険料を納付していたとする申立人は、いずれも申立期間の保険料の納付額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間及び46年6月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和46年6月から47年12月まで

私は、昭和45年3月の帰国直後に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、金融機関で国民年金保険料を納付した。また、申立期間②以降については、46年6月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、金融機関で1年分ずつ保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本申立てにおいて、昭和45年3月の帰国直後に区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、50年3月頃に払い出されたと推認できるほか、当該時点において実施されていた第2回特例納付により、遡って国民年金保険料を納付しており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、申立内容と符合しない。また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳1冊を所持しており、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13878 (事案 6761 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、姉及び兄の国民年金保険料とともに私の保険料を納付してくれていたはずであり、私だけが国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。前回の申立てでは記録訂正が認められなかったが、母が、姉及び兄の保険料だけを納付し、私の保険料を納付しないとは考えられないし、私には、学生であっても保険料を納付しなければならないと母が言っていた記憶もあるので、再申立てを行った。改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人が居住していた市、区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人は、母親から国民年金手帳を渡された記憶は無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会(当時。以下「A 委員会」という。)の決定に基づき、平成 22 年 2 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、母親が、姉及び兄の保険料を納付し、申立人の保険料だけ納付しないとは考えられないなどとして再度申立てを行っているが、A 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 10 日から同年 10 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が記憶する所在地においてA社又は類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができず、管轄法務局も、申立人が記憶する所在地に同社又は類似する名称の事業所の商業登記に係る記録は見当たらない旨回答している。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚等の名字を記憶しているものの名前は記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が記憶する所在地においてB社又は類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができず、管轄法務局も、申立人が記憶する所在地に同社又は類似する名称の事業所の商業登記に係る記録は見当たらない旨回答している。

また、申立人は、B社の同僚等の名字を記憶しているものの名前は記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成 9 年 1 月から同年 3 月までの給料支払明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票によれば、同年中において 3 か月分の保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人提出の 8 年 9 月から同年 11 月までの給料支払明細書により、A 社では翌月控除であったと推認できることから、当該保険料は 8 年 12 月から 9 年 2 月までのものであると考えられる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日はオンライン記録と符合している上、厚生年金基金及び健康保険組合の資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年12月22日頃まで
A会（現在は、B会）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同会を退職してすぐに任意継続の手続をした記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会は、申立人の退職日や社会保険の取扱いが確認できる人事記録等の資料は保管していないとしているが、昭和45年4月1日現在の職務担当表を提出しており、当該資料には10人の職員（うち、女性は7人）が記載されているところ、いずれも当該日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人の氏名は記載されていない。

また、昭和45年3月9日及び同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した二人の元従業員は、申立人は記憶に無い旨供述している上、そのうちの一人は、申立期間の頃に勤務していた女性従業員を全員覚えているとしており、当該従業員が挙げた女性従業員は上記職務担当表に記載された7人と一致している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA会における離職日は、同会に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格喪失日と符合しているほか、厚生年金基金の加入員資格喪失日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年8月まで
② 昭和57年3月から58年5月まで
③ 昭和60年8月から62年12月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

それぞれの事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における当時の代表取締役の子の供述及び申立人の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がアルバイト従業員として、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、当該期間当時の資料は既に廃棄済みである旨回答しており、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、当時の代表取締役は、アルバイトで雇用した場合は、厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

また、A社で責任者の役割を担い、申立人が仕事の指示を受けていたとする者(当時の取締役)は、既に死亡しているため、申立人の申立内容について確認することができない。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間における健康保険証の番号は連続し欠番等は見当たらない。

2 申立期間②について、B社から提出された昭和57年及び58年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の記載内容から、申立人がアルバイト従業員として、57年6月から58年

7月まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、社会保険料控除欄が全て空欄となっていることから、B社において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、同社が委託していた社会保険労務士保管の当該期間に係る被保険者台帳に申立人の氏名は記載されていない。

また、B社の当時の代表取締役（平成25年*月死亡）の妻は、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトやパートなどの場合は厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している上、申立人が記憶する女性パート及び男性従業員について、同社に係る事業所別被保険者名簿に当該氏名は見当たらない。

さらに、B社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿の当該期間における健康保険証の番号は連続し欠番等は見当たらない。

- 3 申立期間③について、C社から提出された申立人作成の履歴書及び現在の代表取締役の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がアルバイト従業員として、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記代表取締役は、先代（両親）は既に死亡しており、当該期間に係る資料も保管していないが、申立人はアルバイトとして雇用しており、厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

また、C社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の当該期間における健康保険証の番号は連続し欠番等は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月20日から29年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和27年に入社し32年に退職するまで一度も退職等をする事なく、同社に継続して勤務していた。60年に送付された厚生年金保険被保険者記録事項の照会に係る回答書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

また、A社において申立期間における厚生年金保険の被保険者記録があり、住所が判明した5人の従業員に申立人の申立期間における勤務状況について照会したところ、回答のあった3人はいずれも申立人を記憶していないとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、申立期間当時、被保険者記録が4か月無い従業員が一人確認できるが、住所不明のため照会することができず、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

なお、申立人は、厚生年金保険被保険者記録事項の照会に係る昭和60年7月29日付けのB社会保険事務所（当時）からの回答書を提出し、申立期間については、厚生年金保険の被保険者として認められている旨主張しているところ、日本年金機構は当該回答書に係る資料を保有しておらず、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び上記被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができず、記録訂正が行われている等の不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 7 日から 20 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に会計事務員として勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に会計事務員として勤務していたと申し立てているところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により確認できた申立期間当時の従業員 15 人に申立人の勤務状況について照会したところ、10 人から回答を得たが、申立人を記憶している者は見当たらない。

さらに、申立期間において申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認することができない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても申立人の氏名を確認することができない。

加えて、厚生年金保険法の規定により、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間であり保険料を徴収されないことから、当該期間は厚生年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年8月1日まで

A社に勤務し、B協同組合において厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同協同組合を脱退したことはなく、同社に係る厚生年金保険の新規適用事業所の届出を行った記憶も無い。65歳まで厚生年金保険料を支払っていたので申立期間の加入記録は途切れるはずがない。申立期間を同協同組合又は同社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B協同組合の清算人が保管する同協同組合が加入していたC健康保険組合の申立期間当時の被保険者名簿及び現在の同健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の資格記録によると、申立人の資格喪失日はいずれも平成7年11月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B協同組合において、申立人と同様に平成7年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間頃の厚生年金保険の加入記録が無い者のうち所在が判明した5人に、申立人の資格喪失理由について照会したところ、回答があった3人はいずれも不明としているが、そのうちの一人は、自身は同協同組合への厚生年金保険料等の支払が厳しくして脱退し、厚生年金保険の資格喪失後は、次の事業所において厚生年金保険の資格を取得するまでの間、国民年金に加入した旨供述しており、ほかの一人も同じ頃、国民年金の加入記録が確認できる。

一方、オンライン記録によると、上記5人は、それぞれが勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成9年8月1日に二人、同年10月1日に一人、同年12月1日に二人）に被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立人についてもA社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年8月1日に被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係るA社の会計帳簿等の厚生年金保険料控除が分かる資料は保有していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

A病院（現在は、B病院）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。事業所に問い合わせたところ、当該期間はC共済組合の加入期間ではなく、厚生年金保険の加入期間である旨の説明を受けたが、日本年金機構から、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答をもらった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院が保有している人事記録から、申立人が、申立期間のうちの昭和 52 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については賃金職員のD職として、53 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については臨時的任用職員のE職として、A病院に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B病院では、申立人に係る賃金台帳等の資料を保有していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 5 月 1 日から 53 年 4 月 1 日までの期間に、同病院に係る厚生年金保険被保険者原票により被保険者であった女性職員は 9 人確認できるが、当該職員への照会の回答等から、全員が被保険者であった当時はF職であったことが判明した。

さらに、上記被保険者原票によると、申立期間より後の昭和 53 年 9 月 1 日に、36 人の女性職員がA病院において被保険者資格を取得したことが確認できるところ、このうち賃金職員の一人は、「労働組合から、53 年 9 月 1 日から厚生年金保険に加入できるとの話があり、同日から全ての賃金職員が厚生年金保険の被保険者となった。」と供述している上、B病院から提出のあった資料「昭和 52 年 12 月 9 日付けE職の臨時的任用

について（協議）」では、申立人の前任者として52年12月31日まで臨時的任用職員であった者の氏名が確認できるが、当該職員のA病院に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同病院では、申立期間当時、賃金職員又は臨時的任用職員のE職は厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 15 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月にA社に入社したと申し立てているところ、申立人が記憶している複数の従業員及び同社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間の前後に資格取得していることが確認できる従業員に照会し、回答のあった 13 人のうち 7 人が申立期間頃に申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、申立人が申立期間頃に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、上記従業員の回答からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、上記 13 人のうち 7 人はA社における入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないとしており、そのうち申立人とほぼ同時期（昭和 44 年 7 月 1 日）に資格を取得している従業員の一人は、自分は 43 年 3 月に入社したと供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人に払い出されている記号番号は、申立人より後の昭和 44 年 4 月に入社したとしている従業員（被保険者資格取得日は 44 年 7 月 1 日）の記号番号より後の記号番号になっており、資格取得日は 44 年 7 月 15 日と記載されていることが確認できることから、同社では、厚生年金保険の加入については、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24810 (事案 6349 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。今回、新たに申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことを同僚が証言してくれることになったので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は、オンライン記録と一致していることが確認でき、同社では、記録どおりの届出を行ったことを認めていること、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が健康保険証を返納した旨の記載があることなどから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年1月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを同僚が証言してくれるので再調査してほしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、当該同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立期間以降の昭和46年6月1日であり、その担当業務は、取引先の伝票整理等であり、社会保険事務及び経理に関わっていないとしている上、同僚は、申立人との会話の中で、給与から社会保険料等が控除されていると聞いたことがある旨供述しているものの、保険

料が控除されている期間については、申立期間を特定した話ではないとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、そのほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から50年9月1日まで
私には、申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。
しかし、前回の第三者委員会の審議結果には納得できないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和51年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとして、新たな資料等はないが、脱退手当金の手続をしたのであれば、その際に国民年金に加入したはずだとし、昭和61年まで国民年金の加入手続が行われていないことは、自分が社会保険事務所(当時)に行っていないことを示しており、社会保険事務所に行っていないので、脱退手当金の請求手続や受給をしたはずがないと主張し再度申し立てているが、脱退手当金の受給は、通常、その後年金制度に加入することを予定していない場合に行われるのであり、申立人が、脱退手当金を受給したと、同年まで国民年金に加入していないことは矛盾するものではない。

したがって、申立人の主張は年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、改めて調査したが、そのほかに同委員会の当初の決定

を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。